

東京都廃棄物審議会

廃棄物部会（第2回）

会議次第

日時 平成27年9月17日（木） 午後1時30分～3時30分

会場 都庁第二本庁舎 南側31階 特別会議室26

議事 （1）事業系廃棄物をめぐる課題について

（2）災害廃棄物対策について

（3）その他

< 配付資料 >

資料1 東京都廃棄物審議会廃棄物部会委員名簿

資料2 事業系廃棄物をめぐる課題について

資料3 災害廃棄物対策について

資料4 「持続可能な資源利用」に向けたモデル事業について

参考資料1 平成27年度事業用大規模建築物における優良廃棄物管理者表彰

参考資料2 区部（23区）の事業系廃棄物に関する参考データ等

参考資料3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律等の施行について（通知）

参考資料4 東京都災害廃棄物処理支援事業記録（概要版）

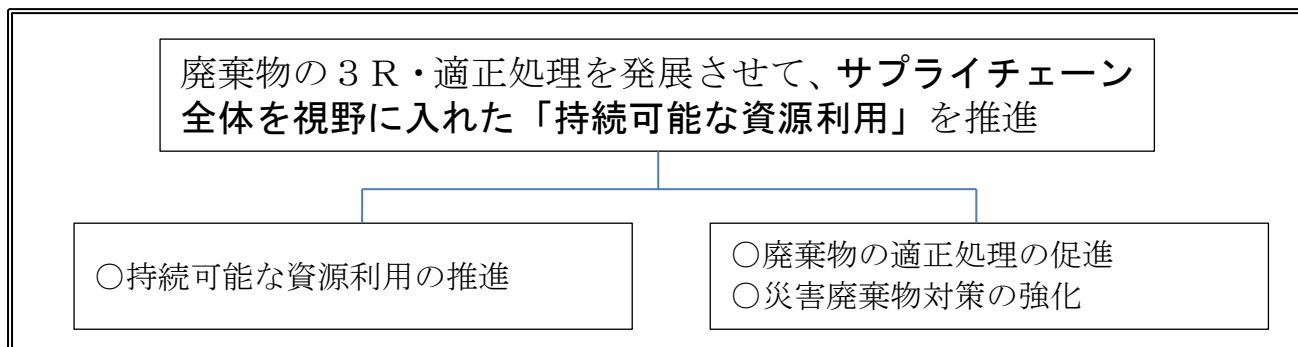
参考資料 店頭回収されたペットボトルに係る再生利用指定について

東京都廃棄物審議会 廃棄物部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

	江 尻 京 子	ごみ問題ジャーナリスト
	佐 藤 泉	弁護士
	杉 山 涼 子	常葉大学社会環境学部教授
部会長	田 中 勝	公益財団法人廃棄物・3R 研究財団理事長
	宮脇 健太郎	明星大学理工学部教授

政策の方向性（イメージ）



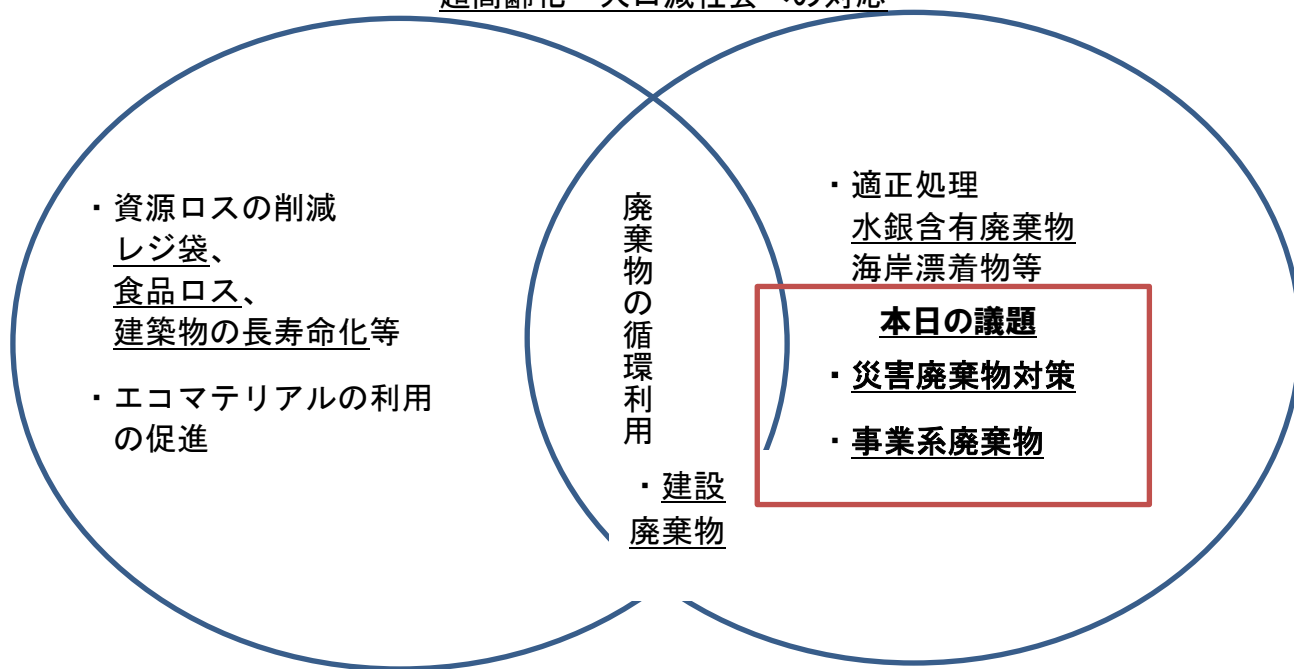
資源制約・環境制約に対応する
環境先進都市

良好な都市環境の次世代への継承

持続可能な開発目標への貢献

廃棄物処理システムの最適化

超高齢化・人口減社会への対応



- ・ 処分業に係る規制等の在り方
- ・ 廃棄物・資源循環産業の社会的役割

- ・ 東京都のリーダーシップ
- ・ 区市町村等との連携

2030年に向けた（2050年を見据えた）ビジョン

資源循環部会

廃棄物部会

事業系廃棄物をめぐる課題について

東京は、我が国の政治・経済の中心地であり、事業系一般廃棄物、産業廃棄物が多く排出されている。最終処分量の削減と更なる資源化を目指すには、以下のような観点で検討し、東京にふさわしい事業系廃棄物の資源循環の仕組みを構築することが重要である。

1 主に大規模事業所から排出される事業系廃棄物をめぐる論点

大規模なオフィスビルや商業ビル等から排出される事業系廃棄物の3Rを推進するには、排出事業者による更なる取組が求められる。

更なる取組が求められる代表的なものは、以下の品目等が考えられる。

- ・ 廃プラスチック

例えば、区部（23区）の事業用大規模建築物から排出される産業廃棄物の廃プラスチックの約2割は再生利用・熱回収されていないと考えられる。

- ・ 雑紙、機密書類

新聞・雑誌・ダンボール以外の紙類は可燃ごみとして処分されているものが多い。

- ・ 電子機器類

処理施設によっては、回収できる金属資源が限られている場合がある。また、不適正に処理されたり、違法に輸出されてしまう事例もある。

廃棄物処理法は、事業者の責任として、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（第三条）。」としている。そのうえで、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努める（略）」としている。

しかしながら、家庭から排出される容器包装プラスチックは容器包装リサイクル法の規定で再生利用が進んでいるが、プラスチック系の産業廃棄物については、リサイクルする法令上の具体的義務規定がない。

家電リサイクル法、小型家電リサイクル法に係る電子機器類も同様な状況にある。

廃棄物処理計画策定にあたり、事業系廃棄物の排出抑制・再使用・再利用の促進の観点から、以下の点を検討する必要がある。

- 発生抑制、再使用、再生利用、熱回収の順で、事業者の更なる取組を促す施策
事業者による先進的取組（参考資料１）
- 廃プラスチック類や雑紙について、さらなる再生利用を促進する施策
例）事業系容器包装廃棄物、機密書類、多少の禁忌品が混ざっても資源化可能な古紙など
- 小型家電については認定事業者への引き渡し（努力義務）を推奨するなど、有用資源の再生利用に係る意識向上のための施策
例）家電リサイクル法、小型家電リサイクル法に係る情報提供
- 産業廃棄物と一般廃棄物の両方が排出されることから、都と区市町村が連携を密にして取り組んでいくべき方策

２ 主に中小規模事業所から排出される事業系廃棄物をめぐる論点

商店街等中小事業所、小規模なテナントビルなどには以下のような実情がある。

- ・ 一回の排出量が少ない
- ・ 廃棄物保管場所が狭小である
- ・ 分別の手間をかけられない
- ・ 仮に分別してもさらに量が少なくなってしまうが、一定量たまるまで長期間保管することはできない

そのうえ、各テナントが個別契約を行うことにより、廃棄物保管場所の割り当て面積が細分化してしまう。これらのため、小規模な事業系廃棄物の資源化が進んでいない。

小規模な事業者の排出する小口の廃棄物のリサイクルを進めるためには、排出段階での分別を徹底する必要がある。また、分別をしたうえで同じ車両に他の廃棄物と混載するなど、収集運搬の効率を上げるための工夫が必要である。

また、ビル単位・商店街等で廃棄物の減量及び適正処理の取組がきちんと履行され、排出事業者としての責任が徹底されていることを前提に、より排出の実態に合わせた制度の見直しの可能性を検討する必要がある。

- 中小規模事業者が事業系廃棄物の更なる資源化に取り組むための方策
- 適正処理を確保しつつ、効率的にリサイクルを促進するため、現行の規制の合理化に関する検討

事業系廃棄物をめぐる課題全体を俯瞰して特にご意見をいただきたい点

- 1 2050 年を踏まえた 2030 年における事業系廃棄物処理のあるべき姿
事業系廃棄物の 3 R がどの程度進んでいる必要があるかといったビジョン
- 2 概ね 2020 年頃を目指した事業系ごみの更なる資源化に向けた取組方策
1 のビジョンを実現するための社会的規範やルール
- 3 最適化を考慮した発生抑制、再使用、再生利用、熱回収の優先順位の考え方
グローバルな最適化を考慮した優先順位とは
- 4 規制の合理化（国への提案、都としての制度の運用）等における留意点など

災害廃棄物対策について

非常災害により生じた一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）について、減量その他適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための事項等を、平成 27 年 8 月 6 日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）および災害対策基本法の一部を改正する法律等の施行を受けて、都道府県廃棄物処理計画に規定することになった。

また、先の東日本大震災、伊豆大島土砂災害における災害廃棄物処理の経験からも、非常時に備え、対応策を計画的に行うことは、とても重要である。これらを踏まえ、都における災害廃棄物対策を検討する。

1 災害廃棄物対策の事項追加について

過去の災害では、事前の備えを行っていなかった自治体において、災害廃棄物の処理に混乱がみられたことから、都道府県廃棄物処理計画について、非常災害時についての事項を追加する廃棄物処理法が改正された（参考資料 3）。これに伴い、都道府県廃棄物処理計画の策定に当たって従うべき基準を廃棄物処理法施行規則に規定された（図 1）。

よって、法令等の改正に伴う災害廃棄物対策の事項を東京都廃棄物処理計画に追加する。

2 処理計画に追加する災害廃棄物対策の事項

これまでの経験を踏まえ、次の事項を施策の柱とする。

○ 災害廃棄物の減量、適正な処理を確保し、生活環境の保全等の措置に関する事項

例：災害廃棄物の仮置場の設置、収集、運搬、処分及び再生に関すること

○ 災害廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

例：自治体間及び事業者間の連携・協力に関すること、区市町村で災害廃棄物処理に著しい支障が生じた場合における、地方自治法に基づく都道府県への事務委託に関すること

○ 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項

例：災害廃棄物の処理を想定した、施設処理能力の把握や施設情報の区市町村との共有に関すること

3 今後の取組

東京都廃棄物処理計画に規定された方向に従い、関係自治体や関係団体と連携を図りつつ、来年度以降に、災害廃棄物処理に関する具体的な施策をまとめた「東京都災害廃棄物処理計画」を策定する。

災害廃棄物対策についてご意見いただきたい点

上記 2 「処理計画に追加する災害廃棄物対策の事項」について

(参 考)

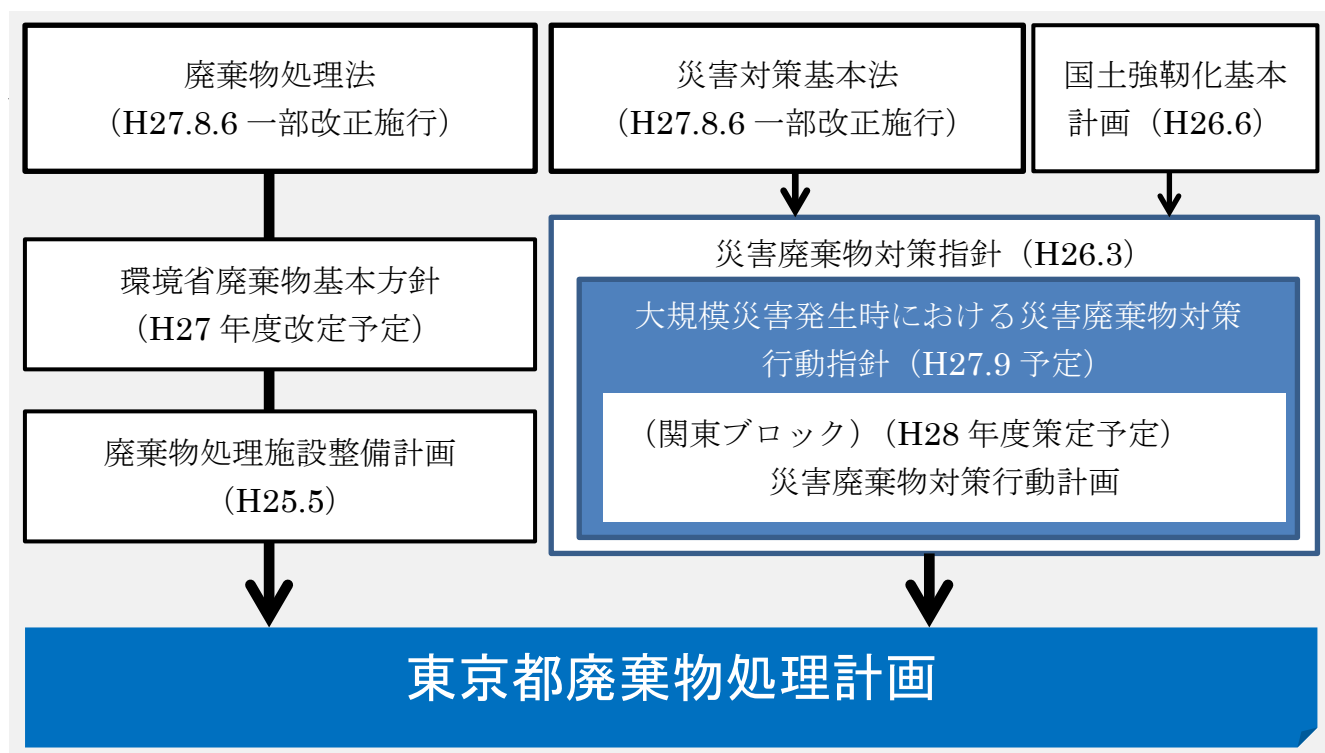


図 1 東京都廃棄物処理計画における災害廃棄物対策の位置付け

「持続可能な資源利用」に向けたモデル事業について

1 モデル事業の目的

本年 3 月に策定した『東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針』（以下「取組方針」という。）で掲げる、①資源ロスの削減の促進、②エコマテリアルの利用の促進、③廃棄物の循環利用の更なる促進を 3 本の柱として「持続可能な資源利用」を進めている。この取組方針を具体化するため、「持続可能な資源利用」に向けたモデル事業（以下単に「モデル事業」という。）を実施するもの。

2 事業の公募

（1）方法

「持続可能な資源利用」に向けたモデル事業について、事業者等から広く事業案を募るため、平成 27 年 7 月 27 日（月）～8 月 21 日（金）の間、公募を実施した。

（2）公募結果

食品ロス削減、南洋材合板型枠の代替、地域連携による事業系廃棄物削減など合計 11 件の応募あり。

3 採択

（1）選定方法

学識経験者、都職員で構成する「持続可能な資源利用」に向けたモデル事業選定委員会（以下単に「選定委員会」という。）が、応募があった 11 件の提案を公正中立な立場で審査し、合計点数上位 6 事業を選定した。

（2）採択

選定委員会で選定された提案は、いずれも都の資源循環施策に資するものと認められるため、当該 6 事業をモデル事業として採択した。6 事業の概要は別紙のとおり。

4 施策への反映

採択された事業を提案した事業者は、平成 28 年 2 月末までに、モデル事業で得られた成果等について取りまとめを行う。

その後、都は、中小企業等が同様の先駆的な取組が行えるよう、モデル事業で得られた成果等を都のホームページで公表するなどにより、広く周知していく。

採択事業

【資源ロスの削減の促進】

① 食品ロス削減に向けた協創プロジェクトの市民浸透強化事業

提案者：フードロス・チャレンジ・プロジェクト

内 容：普及啓発のためのシンポジウムを実施するなど学びや議論の場の提供、食品表示や食品インターフェース改善、サルベージ・パーティ、もったいない鬼ごっこ等の企画、ツールの普及、WEB制作など

【エコマテリアルの利用の促進】

② 建築工事における国産合板材型枠の実用性・持続可能性検証モデル事業

提案者：鹿島建設株式会社

内 容：都内の現場において、国産材型枠の物性の整理、実用性評価の実施、持続可能性の調査など

③ 建築工事における建設汚泥改良土の利用促進

提案者：日本建設業連合会

内 容：品質管理を徹底し、合理的な運搬方式により建築汚泥改良土を無償で現場に提供するスキームを構築し、建設汚泥改良土を利用

【廃棄物の循環利用の更なる促進】

④ 「みんなが参加する」より高度な循環型社会に向けたモデル事業

提案者：日本環境設計株式会社

内 容：お台場のオフィスや商業施設で、PETボトルの回収から再製品化までのリサイクルループ構築、ワークショップを通じた事業系廃棄物の共通分別ルール・表示の設定等、消費者・企業参加型のリサイクルを実施

⑤ 宅配便を活用した事業所から排出されるパソコン・小型家電等の効率的な回収

提案者：リネットジャパン株式会社

内 容：宅配便の配送網を利用し、事業系小型家電を効率的に回収し、リサイクルを実施

⑥ 廃棄物の見える化の推進による事業者や市民を巻き込んだ資源循環型都市と静脈物流の効率化による低炭素都市の実現

提案者：Save Earth Foundation

内 容：計量管理システムによる廃棄物の管理、見える化による排出事業者の意識改善、データ活用による資源賦存量の推計、効率的な回収の可能性の検討など